

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～制度の見直しについて～

### ■保険料均等割の2割・5割軽減の範囲が変わります

〈平成29年度まで〉

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減



〈平成30年度から〉

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

### ■保険料所得割の軽減割合が変わります

〈平成29年度まで〉

所得が次の金額以下の人	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の人	2割軽減



〈平成30年度から〉

所得が次の金額以下の人	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の人	軽減なし

### ■被用者保険の被扶養者だった人の軽減割合が変わります

〈平成29年度まで〉

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	7割軽減



〈平成30年度から〉

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります

### ■1年間の保険料の賦課限度額が変わります

平成29年度	➔	平成30年度
57万円		62万円

平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

●問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
役場町民課保険医療係